

五島市観光協会 旅行条件

1. 旅行のお申込みと契約の成立について

本旅行は（一社）五島市観光協会が実施するもので、参加される方は当協会と募集型企画旅行契約を結んでいただきます。旅行のお申込みは、申込書に所定事項をご記入の上お申込み下さい。お客様との旅行契約は、当協会の承諾をもって成立するものとします。

2. 旅行代金のお支払いについて

旅行代金は、当協会が定める期日までに、当協会指定の方法によりお支払いいただきます。

3. 旅行契約内容及び旅行代金の変更について

当協会は、天災地変・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。

4. お客様による旅行契約の解除について

お申込み後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合は、お一人につき次の取消料をお支払いいただきます。

- (1) 出発日の11日前にあたる日までの取消・・・無料
- (2) 出発日の10日前から8日前までの取消・・・旅行代金の20%
- (3) 出発日の7日前から2日前までの取消・・・旅行代金の30%
- (4) 出発日の前日の取消・・・・・・・旅行代金の40%
- (5) 出発日当日の旅行開始前の取消・・・・・・・旅行代金の50%
- (6) 旅行開始後及び無連絡不参加・・・・・・・旅行代金の全額

5. 当協会による旅行契約解除について

ご参加のお客様が最少催行人員に満たない場合、当協会は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2日前に当たる日より前に通知します。

6. 当協会の責任及びお客様の責任について

当協会は当協会又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償致します（お荷物に関する賠償限度額は15万円）ただし天災地変・運送・宿泊機関の事故もしくは火災・運送機関の遅延・不通又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止・伝染

病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難などの場合はその責任を負いません。当協会はお客様の故意又は過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当協会が損害を被った場合はお客様から損害の賠償を申し受けます。

7. 特別補償について

当協会はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び入院見舞金を支払います。

8. 旅程保証について

旅行日程に重要な変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行の部）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし1旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。又1旅行商品について変更補償金の額が千円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

9. 個人情報の取扱いについて

当協会は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他、当協会の企画・キャンペーン商品のご案内、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

10. その他

ご参加いただいたお客様には、アンケートにご回答いただきます。また、現地でメディアの取材を受ける場合がございます。

この旅行条件は、2017年5月1日現在を基準としております。この旅行に参加されるお客様の契約内容・条件は、当協会の「旅行業約款」（募集型企画旅行契約の部）によります。詳しい内容につきましては係員にお尋ねください。